

**※ 申請書類は、A4サイズかつ片面記載のもの（原則、両面記載のものは不可）をご提出ください。**

#### **14) 日本人の孫の配偶者**

※ブラジル人の場合のみ。他の外国人の場合は、**日本人の孫の配偶者（在留資格認定証明書を提示する申請）**の書類を提出してください。

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
  - 署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚4.5 cm×4.5 cm（最近撮影した鮮明なもの）  
※3 cm×4 cmでも可
4. 申請人が18歳以上の場合は下記の書類：
  - a) 連邦警察の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
  - b) 居住している州を管轄する下記の機関の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
    - サンパウロ州：サンパウロ州公安局民事警察リカルド・グンブレトン・ダウンチ鑑識院 (Instituto de Identificação Ricardo Gumbleton Daunt, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de São Paulo)
    - マト・グロッソ州：マト・グロッソ州公安局鑑識総務管理課 (Coordenadoria Geral de Identificação, da Secretaria de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso)
    - マト・グロッソ・ド・スール州：マト・グロッソ・ド・スール州司法公安局鑑識総務管理課ゴンサロ・ペレイラ鑑識院 (Instituto de Identificação Gonçalo Pereira, da Coordenadoria Geral de Perícias, da Secretaria de Estado de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso do Sul)
    - ミナス・ジェライス州：ミナス・ジェライス州公安局民事警察鑑識院 (Instituto de Identificação, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de Minas Gerais)
5. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
6. 申請人の配偶者の身分証明書RG（認証済みのコピー）
7. 婚姻証明書（2ヶ月以内に発行されたもの）（認証済みのコピー）
8. 日本人の孫である配偶者の下記の書類
  - 出生証明書（認証済みのコピー）
  - 祖父又は祖母の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（1年以内に発行されたもの）（オリジナルとコピー）
9. 日本人の孫である配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）

a)配偶者が申請人を日本から呼び寄せる場合

- 身元保証書（オリジナル）
- 在職証明書（オリジナル）
- 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）
- 在留カードのコピー（表裏）
  
- 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印等のページ）
- 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
  - 源泉徴収票
  - 所得証明書
  - 確定申告書控
  - 給与明細書（直近の過去3ヶ月分）

b)配偶者が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合

- 身元保証書（オリジナル）
- 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、再入国許可、出入国印等のページ）
- 在留カードのコピー（表裏）
- 身元保証人の下記書類のいずれか1点（オリジナル）
  - 雇用予定書
  - 最新の在職証明書（身元保証人が休暇中の場合）

c)配偶者が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合

- 身元保証書（オリジナル）

10. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、オリジナルは受付時に確認後、返却します。

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。